

1. 所有の基礎理論

所有と労働

今回のキーワード

- ⊕ 所有
- ⊕ 正当性
- ⊕ 承認
- ⊕ 生産関係・所有関係・分配関係

今回の課題

- ✓ その歴史的形態に関わりなく、そもそも所有とはどういうものなのか、理解する。
- ✓ 所有と労働・意識・社会との関係を理解する。

今回の目次

1. 所有一般
2. 所有と労働
3. 所有と正当性
 - ① 所有の正当化
 - ② 正当性の2つの種類
 - ③ 所有の正当化と社会の正当化

1 所有一般

どの人類社会にも共通な所有というもの

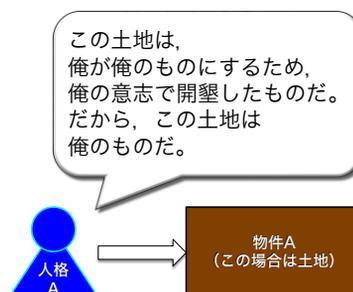
所有とは何か？

- ただ“持っている”（占有している）だけじゃ駄目
 - || すなわち
 - 人格による対象の正当な支配，すなわち社会（共同体）に認められる支配であるということが必須条件
 - 占有から離脱しても所有は消滅しない。

所有の第一条件

- 対象に対して，《これは自分のものだ》という仕方、そのような意志を以て、関係する（振る舞う）ということ。
- そのように振る舞えるだけの《自己》が生まれていなければならない。
- そもそも労働によって、このような意志と自己とが生まれる。
- この条件においてすでに動物の対象支配と人間の所有とは違っている。

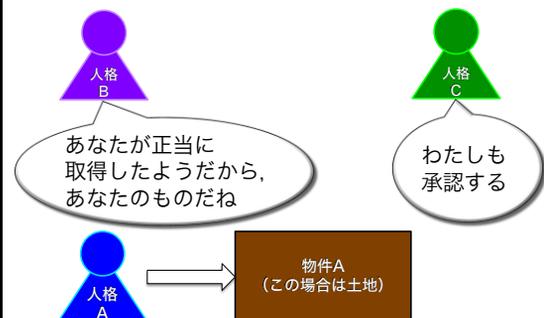
所有の第一条件



所有の第二条件

- 意志を持つ自己による対象のこのような支配が、やはり意志を持つ他者たちによって社会的に承認されているということ。
- 自分の意志だけではなく、他者たちの意志も所有の要件である。
- つまり、所有は、所有のシステム、所有関係として、要するに意志によって媒介された社会関係として、実現される。
- このような社会関係の出発点もまた、労働が生みだす生産関係である。

所有の第二条件



換言すると…

- 所有は、諸人格の関係によって媒介された、物件に対する人格の関係である。
- 人格は所有者として、物件は所有物件として規定される。
- 人格が《この物件は私のものだ》と現実的に振る舞い、それを他の人格も承認している

労働・所有・社会

- 後述するように、所有は労働に基づく。
- 「占有から離脱しても所有は消滅しない」というのは、「労働していない時でも所有は消滅しない」ということである。
- これを可能にするのが社会だが、社会自体が労働によって生み出される。

人間社会と所有

- どの人類社会でも所有のシステムが存在している。
- これに対して、動物は所有しない。ただ持っているだけ。

試験範囲外

動物の場合には…

- 支配のメリットがない
 - 強い猿は本能のおもむくまま奪い取るだけ。弱い猿を使役して楽をすることができない。ただ自ら奪うだけ。
- 服従のメリットもない
 - 弱い猿は、服従と引き替えに安全で最低限の生活が保証されているわけではない。だから服従しない。ただ怯えて逃げるだけ。

参考

試験範囲外

不安定で向上しない生活

- 対象支配が安定しないのだから、生産（＝消費）も安定しない。
- 強い猿も、所詮は、もっと強い猿から奪われるだけ。奪い奪われ、殺し殺され、大自然の一部として本能のまま生きていく。

参考

試験範囲外

人間の場合には…

- 自分の生産手段で生産し、自分の生産物を取得する場合にインセンティブが高まるのは言うまでもない。
- しかしまた、たとえ、奴隷のように、他人（＝奴隷主）の生産手段で生産し、他人（＝奴隷主）がすべての生産物を取得する場合でさえ、奴隷主、奴隷、他の共同体構成員たちがこの所有を承認することで、生産が安定し、支配と服従のメリットが生じる。

参考

試験範囲外

奴隷制の場合でさえ…

- 奴隷が生産した生産物はすべて奴隷主のものであるとは言っても、奴隷主は、奴隷を意志ある主体として生かしておかなければならず、したがって最低限の生活を保障せざるをえない。（奴隷にとっての服従のメリット）
- 意志ある主体としての奴隷が奴隷主を生産手段と奴隷自身との正当な所有者だと承認している限りでは、奴隷は奴隷主のために動物とは違った人間的能力を発揮して労働する。（奴隷主にとっての支配のメリット）

参考

所有のメリット

- 所有のシステムが生まれて初めて、生産が、従ってまた労働が社会的労働として安定的に営まれる。
 - 共同体の首長が共同体成員たちを使って大規模土木工事を行う場合はもちろんのこと、各共同体成員が各自の土地で小規模農業を行う場合でさえ、社会的労働が成立している。
- ∴ 所有によって、生産手段の使用も、生産物の取得も安定するから。

2. 所有と労働

現実における所有の基礎としての労働

労働と所有（最初に結論）

- 労働の社会的な“やり方”は生産関係を形成し、
↓ それを通じて
社会の“あり方”を形成し、
↓ それを通じて
所有の“あり方”を形成する。
- 社会における労働は所有形態によってはじめて安定的に媒介される。

相互前提

- 現実的には、——
- 所有は労働を前提し、
∴ 生産物を所有するためには、そもそも労働によってその生産物が生産されている必要があるから
- 労働は所有を前提する。
∴ 労働を行うためには、そもそも生産手段が必要であり、この生産手段は誰かによって所有されているから

労働と所有

- 労働は所有を前提し、所有は労働を前提する。

1. 生産手段の**所有**（＝本源的所有）
↓
2. **労働**過程
↓
3. 生産物の**所有**（＝取得）

労働と所有

- 労働は**所有**を前提し、
所有は**労働**を前提する。

労働が先か？ 所有が先か？

1. “所有が先だ！”（**所有基礎論**）
 - 生産手段（特に土地）が誰のものか決まっていなければ、そもそも労働することができない。
 - 土地の本源的所有を重視
2. “労働が先だ！”（**労働一元論**）
 - どういうやり方で労働をするかで、生産手段の帰属も決まってくる。
 - 生産物の取得を重視

※（この講義の立場）

所有基礎論の現実的根拠

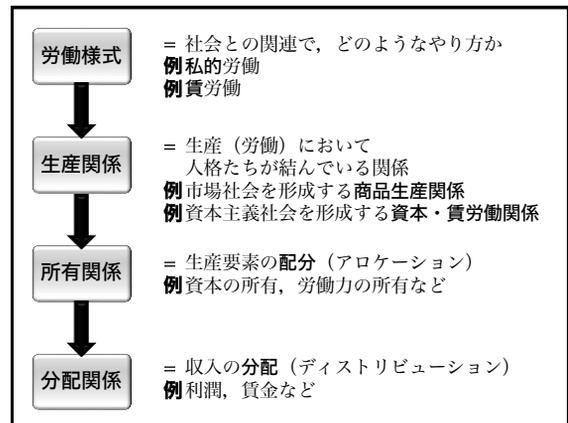
- 特に前近代的共同体では、土地が決定的な生産手段だった。
- しかし、土地はそれ自体としては、未耕地として、つまり労働が加えられていない土地として、労働を前提しないものとして、労働が生まれる前に存在していた。

所有基礎論の実践的帰結

- 所有形態を変えたら何もかも上手くいくという解に陥りがち
- 国有化論
 - Nationalization
 - ソ連型社会主義
 - 西欧型社民主義
- 民営化論
 - Privatization

労働様式が所有関係を決める

- そもそも社会を生み出すのは労働である。
- ↓ したがって結局のところは
- 所有はその原因としての労働に基づく。
 - 労働は社会を生むもの
 - 所有は社会によって生み出されるもの
- 土地がどのように所有されているのかも、生産物の取得によって、従って労働そのもののやり方によって決まる。



現代市場社会ではっきり現れる

- 市場社会では、——
- 土地を含むすべての生産手段は原理的に市場で購入される。
 - 私的所有の発生(社会的承認の契機)
[交換過程=市場の内部] が私的労働そのもの
[労働過程=市場の外部] から分離されることによって両者が明確に区別される。

[補足：現代社会における土地所有]

- 土地の私的所有はどうやって成立しているの？
 - 登記によって
- 登記ってなんなの？
 - 国家の公共性によって媒介——保障・明示化・形式化——された社会的承認
- 社会的承認はどうやって成立しているの？
 - 交換過程での相互的承認によって (☞ 『2.』 参照)

所有によって労働は媒介される (まとめ)

- ひとたび
労働が所有のシステムを生みだすと、
労働は所有のシステムを前提し、
また所有のシステムによって媒介される。
- 既に見たように、
所有のシステムによって、
労働が、したがってまた生産・消費も
安定し、発展する。

3. 所有と正当性

3.1 所有の正当化

所有と労働の正当化における関係

承認と正当性

- 社会的承認という行為形式の
内容・論拠が正当性。
 - 正当なもの、正しいものとして承認する。
 - それならば、
なぜ正しいのか？、なぜ承認するのか？
ということ（正当化）が必要になる。
 - システムが安定している限りでは、このような論拠
は自明のもの、疑う余地のないものとして通用する。
 - システムが危機に陥ると、このような正当化を意図
的に行うということが前面に出る。

所有と正当性

- すでに見たように、
所有とは、社会的に承認された
対象支配である。
- = 換言すると
- 所有とは正当な対象支配である。
- ↓ 従って
- 従って、誰が何をどのように所有
しているのか、正当化論拠が必要である。

試験範囲外

猿の場合は…

- 利害の一致を互いに自覚することが
できない。
- 従って、対象支配に正当性も生まれ
ない。
- ∴ 何故ならば
そもそも自覚的社会を形成できないから。
- ∴ 何故ならば
そもそも労働することができないから。

参考

所有の正当化論拠としての労働

- 現実において、
所有の原因は労働だった。
 - 最も単純な正当化論拠は
原因と結果との一致、
すなわち労働に基づく所有である。
- = 換言すると
- 意識においても、最も単純な、
所有の正当化論拠は労働である。
 - ところが、前近代においては、
必ずしもそうなっていたはなかった。
【→後述】

3.2 正当性の2つの種類

本来の正当性と機能的擁護

正当性の2つの種類

- **本来の正当性**
 - システムの正当性に即した正当性
 - 絶対的な正当化
 - (この講義で取り挙げる正当性)
- **機能的擁護**
 - もはや本来の正当性が破綻した後で
出てくるシステム擁護
 - 正当性ならざる正当性、
破綻しつつある正当性
 - 相対的な擁護

現代社会での本来の正当性

- 市場社会の現実に基づくような
市場社会の観念 (自由・平等・私的所
有) によって現代社会を正当化する。
- 現代社会は歴史の終焉
 - これ以上素晴らしい社会はありえない。
- 資本主義社会の現実——
自由・平等・私的所有の否定——
によって崩壊する。

現代社会での機能的擁護

- 資本主義社会の機能性
(生産力の上昇と富の絶対的増大)、
すなわち
資本主義社会の現実によって
現代社会を擁護・弁明する。
- 資本主義は必要悪
 - 他のシステムよりは
資本主義的市場社会はマシだろう。
- 他のシステムが機能的である可能性が
出てきた瞬間に崩壊する。

3.3 所有の正当化と社会の正当化

社会の正当性の基礎としての所有の正当性

所有の正当化と社会の正当化

- 所有の正当化が、社会（共同体）システムの正当化の根本
 - 実質的富の安定的分配は、所有関係に基づくから。
 - 社会的分業の体系と社会的欲求の体系とを規定するから。
- 正当性がない社会システムは持続しえない。

例 奴隷が奴隷主の所有物として正当に認められているからこそ、奴隷制社会が存続する。

社会と正当性

- 社会

Q なんで奴隷制が存続したの？
- 正当性

A みんなが（いやいやだろうと）奴隷制が正しいと思っているから。

 - 奴隷主は当然のように全生産物を取得し、
 - 奴隷は当然のように全生産物を喪失する。

正当性と所有

- 正当性

Q じゃあ、なんで奴隷制は正しいの？
- 所有形態

A 奴隷は奴隷主の所有物だから

 - 自分の土地で採れた作物が全部地主のものであるように、自分の犬がとってきた獲物が全部飼い主のものであるように、自分の所有物である奴隷が作ったオリーブも全部奴隷主のもの

先取り：後で論じます

現代社会の例

- Q なんで現代社会は素晴らしいの？
- A だれもが自由で平等で、そして《頑張った人が報われる》社会だから。
- これが市場の原理であり、その中核が私的所有の正当性（自己労働に基づく私的所有）

前近代社会における所有根拠

- じゃあ、なんで奴隷は奴隷主のものなの？
- 奴隷は労働生産物ではないから、労働と所有との一致では直接的に正当化することはできない。
 - あいつら、人間以下の動物です。
 - 戦勝国あるいは債権者の権利です。
 - ……
 - 神様からいただきました。
 - 伝説のご先祖様が正当に手に入れました。
 - etc

試験範囲外

奴隷制における労働と所有

- 所有
 - 実は、奴隷主が奴隷主であり続け、奴隷が奴隷であり続けるのは、
- 労働
 - 奴隷が奴隷主のために、奴隷主の手足として労働し続けているから。

参考

試験範囲外

市場社会と奴隷制

- 市場社会において、汗水たらして働いて手に入れた自分の金で市場で奴隷を買ってきました。これはOK？
- NG。なぜならば、市場は個人の自由というタテマエを想定するから。

参考

今回の結論

- ❖ 所有とは、自己の意志と他者の意志とによって媒介された対象支配である。
- ❖ 所有の原因は労働であり、所有関係の基礎は生産関係である。
- ❖ 社会的システムに関する限り、本来の正当性は機能によっては保証されない。